

2024 QCメンバーをご紹介します！

【管理役】
白波瀬 隼人

【総務部】
吉田 加奈子

【リーダー】
山口 輝

【資産税部】
羽田 絢加

【資産税部】
水浪 隆太

【法人監査部】
川中 秀明

京都経営では毎年若手を中心とした選抜メンバーで社会貢献QC活動を行っています。今年のQCではお客様に寄り添った伴走支援をする為の「コーチング研修」、ピカピカの事務所で気持ちよくお仕事！「事務所美化計画」、メンバー同士のコミュニケーションを大切に♪「社員レクリエーション」、感謝の気持ちを持って業務に取り組もう！「家族への感謝企画」などを実施予定です。活動内容は京都経営NEWSやHPなどでご紹介させていただきます。よろしくお願い致します。

6月

ご準備はお済みですか？
定額減税がスタートします！



▶ 今更聞けない…定額減税って何！？

…令和6年分の所得税と住民税を一定額、減税する制度です。令和6年6月から納税者本人と同一生計配偶者（住民税では控除対象配偶者）・扶養家族を対象に、1人当たり所得税3万円・住民税1万円の計4万円について定額で減税されます。

▶ どうして減税されるの？

…急激な物価高による家計負担を軽減するためのものになります。過去の税金徴収から多く徴収できた分を国民に還元する制度になります。

所得税・住民税の定額減税の対象者

～所得税と住民税を納付されている方が対象です～

1年以上、日本に住んでいることが条件です！



合計10万円になるよう給付金支給
(18歳以下の子1人あたり5万円追加)

減税額との差額を
1万円単位で支給

1人あたり4万円の定額減税

減税なし

2024年1月頃から順次支給

2024年6月から減税実施

Case.1 扶養家族がない会社員の場合

【定額減税額】
所得税 3万
住民税 1万
合計4万減税



	従来	令和6年6月	7月以降
月給	300,000	300,000	300,000
▲社会保険料	30,000	30,000	30,000
▲所得税	6,000	0	0
▲住民税	12,000	0(徴収なし)	12,181
手取り	252,000	270,000 +18,000	257,819 +5,819

～10月まで5ヵ月かけて3万円減税
(年間合計14.4万円から1万円減税)÷11ヵ月

Case.2 配偶者と子供2人を扶養する会社員の場合※

【定額減税額】
所得税 3万×4人=12万
住民税 1万×4人=4万
合計16万減税



	従来	令和6年6月	7月以降
月給	300,000	300,000	300,000
▲社会保険料	30,000	30,000	30,000
▲所得税	3,000	0	0
▲住民税	7,000	0(徴収なし)	4,000
手取り	260,000	270,000 +10,000	266,000 +6,000

控除し切れなかった分は、年末調整で所得税額を限度として控除されます。控除し切れなかった部分は給付される見込みです。

～令和6年12月まで減税満額減税受けられず
(年間合計8.4万円から4万円減税)÷11ヵ月

10月

健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されます！

被保険者数が51人以上の企業について、
令和6年10月からパート・アルバイトの
社会保険の加入要件がさらに拡大されます

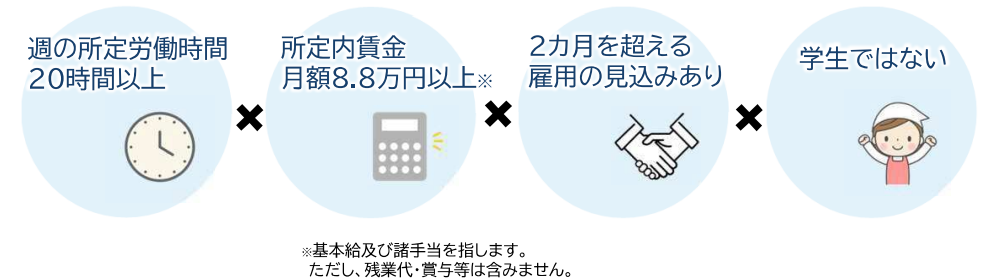


対象企業 段階的に対象となる企業が拡大されています。



※従業員数とは、厚生年金保険に加入している人数です

新たな加入対象者 下記条件を全て満たすパート・アルバイトの方が対象です



※基本給及び諸手当を指します。ただし、残業代・賞与等は含みません。

支援制度 キャリアアップ助成金のご紹介

…短時間労働者等の企業内でのキャリアアップを促進するための助成金があります。正社員化や処遇改善などの取り組むことで、助成金がもらえます。

キャリアアップ助成金のご用命は社労士まで！
ご相談お待ちしております！

PICK UP 社会保険適用時処遇改善コース

新たに社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった際に、賃金総額を増加入させる取り組み(手当支給・賃上げ・労働時間延長)を行った場合に支給されるコースです。労働者1人につき最大50万円が助成されます。



※減税の対象になる家族について… 1年以上日本に住んでいる、給与収入が103万円以下の家族が対象です。給与以外の収入がある場合、収入から求めた合計所得が48万円以下の場合になります。また、自分が扶養している家族が対象です(他の人が扶養している家族は対象外)

京都府 働きやすい職場づくりに向けた各種補助金の募集開始



誰もが働きやすい職場づくりで、人材の確保・定着を実現！4月より京都府内企業の子育てにやさしい職場環境づくり等を支援する補助金の募集が開始されましたので、ご紹介させていただきます。

今回Pickupご紹介！

01

就労環境改善 サポート補助金

4/23～5/31

最大 **20** 万円

02

多様な働き方 推進事業費補助金

4/19～11/29

最大 **100** 万円

03

京都府子育てに やさしい職場環境づくり サービス創造補助金

4/19～6/21

最大 **300** 万円

PICK UP

多様な働き方推進事業費補助金

時間単位の年次有給休暇制度の導入、子連れ出勤のための施設整備やテレワークの導入など、従業員の仕事と家庭の両立に向け、多様な働き方の推進に取り組む府内中小企業等を対象に、その経費の一部が助成されます。

誰もが働きやすい 職場づくりコース

- 時間単位の年次有給休暇制度の導入
- その他仕事と生活の両立支援のための就業規則等社内制度の整備
- 労働生産性の向上や長時間労働の削減につながる機器、ソフトウェアの導入
- 託児スペースの整備
- 多様な働き方の理解促進に向けた研修・セミナーの実施 等

最大 **100** 万円



病児保育コース

- 病児対応の子連れ出勤スペースの設置
- ベビーシッターの派遣
- 子の看護休暇制度の改正 等

最大 **100** 万円



育児休業 取得促進コース

- 育児休業取得促進のための就業規則・賃金規程の改正
- 育児休業取得促進のための研修・セミナーの実施
(例えば、男性の育児休暇取得率を引き上げるために、取得可能な期間や給付金について説明を行う研修) 等

最大 **50** 万円



テレワークコース

- テレワークの実施・推進のための情報通信機器の導入
- テレワークに関する就業規則、社内規則の整備
- テレワークに関する研修等の実施 等

最大 **50** 万円



会社概要



- 会社名■ 税理士法人 京都経営
株式会社 京都経営コンサルティング
株式会社 京都経営マネジメントプラン
社会保険労務士法人 京都経営
- 代 表■ 代表社員／代表取締役 大江 孝明
- 住 所■ 〒612-8362
京都市伏見区西大手町307 エイトビル5F
- TEL■ 075-603-9022
<http://www.kyotokeiei.com/>

編集より ちょっとひとこと

京都経営では今年度お試しテレワークの導入を予定しています。今回ご紹介させて頂いた補助金を含め、利用できそうな補助金にはチャレンジしていきたいと思っております。ご質問・ご相談はお気軽に担当者まで。よろしく申し上げます。

総務部 吉田

